

## FAQ(よくある質問)一覧

関連条番号等	質問	回答
第3条(目的)関係	幼稚園型認定こども園の場合、「大阪府版寄附行為作成例」のうち第3条(目的)では「教育基本法及び学校教育法に従い、幼児教育を行う」とされているが、幼稚園型認定こども園であっても、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)の適用を受け、2歳児以下の3号認定の子どもの保育を行っている。については、幼保連携型認定こども園の場合と同様、認定こども園法に関する記載が必要と考えるが、どうか。	当該条文に認定こども園法に関する事項を規定することについて差支えない。
第4条(設置する学校)関係	当学校法人では、令和8年3月31日をもって一部の専門課程の廃止を予定しているが、今回の私立学校法改正に伴う寄附行為の変更後に再度、寄附行為の変更を避けるため、附則として「第4条中「〇〇課程」とあるのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、「〇〇課程・△△課程」と読み替えるものとする。」と規定してよいか。	不可能である。 専門課程の廃止は認可事項であることや、現時点では確定事項ではないため、令和7年度以降の課程廃止の確定後に、改めて寄附行為の変更申請が必要である。
第4条の次(収益事業)関係	当学校法人では現在、収益事業の認可を受けていないが、近い将来に行う可能性があるとして、今回の寄附行為の変更で収益事業に関する規定を追加してよいか。	不可能である。 収益事業の認可については、行おうとしている事業が教育研究活動を助けるための営利事業として、その必要性や要件を個別に確認するものであり、お示しのような「近い将来に行う可能性」をもとに認可することはできない。
第5条(役員及び評議員の設置)関係	理事の定数について、施設規模や園児児童生徒学生の数、職員数等による基準はあるか。	お示しのような基準はない。
第6条(理事選任機関)関係	理事選任機関の構成を全ての理事及び全ての評議員とすることは可能か。	可能である。
第6条(理事選任機関)関係	理事選任機関の構成を全ての理事及び全ての評議員とする場合、その機関には全ての評議員が含まれていることから、理事を選任するときにあらかじめ評議員会を招集し、評議員会の意見を聴く必要がないとしてよいか。	理事選任機関と評議員会は別組織であるため、評議員会への事前の意見聴取は必要である。
第7条(理事の選任)関係	理事の選任にあたり、少なくとも1名は外部から選任する必要があると聞いたが、その理解でよいか。	お見込みのとおり。改正法第31条第4項第2号が根拠となる。また、文部科学省説明資料【令和6年7月8日更新】の95ページを参照されたい。
第7条(理事の選任)関係	当学校法人では、学校設置当初から地元の自治会の協力・支援を受けている背景があるため、理事の選任にあたっては、当該自治会関係者を含めたいと考えている。そこで、第7条の規定を次のとおりとしたいが、よいか。  (理事の選任) 第7条 理事は次の各号に掲げる者とする。 (1) 校長のうちから評議員会において選任した者 ○名 (2) ●●自治会長で評議員会において選任した者 ○名 (3) 前2号に掲げる者のほか評議員会において選任した者 ○名	お示しの方法は可能と考えるが、今般の法改正では、いわゆる充て職に関する規定が削除されていることの趣旨に鑑みて、「●●自治会のうちから評議員会において選任した者」としていただくのが望ましいと考える。 また、作成例において校長(園長)について「その職を退いたときは理事の職を失うものとする」と規定を例示しているのと同じように、自治会から選任された者についても同様に規定するのが望ましいと考える。
第9条(理事の任期)関係	任期途中の補欠理事の任期について「大阪府版寄附行為作成例」において「残任期間とすることができる」としているのは、補欠理事といえども理事なのだから、前任者の残任期間ではなく、選任時点から向こう〇年とする(残任期間としないこと)のが望ましいという法趣旨なのか。 また、「残任期間とすることができる」という規定にしておけば、補欠者の選任時点の諸状況に応じ、以下のように、選任時における理事会の任意で決めてよいという事になるのか。 ・令和〇年にB氏を理事として選任したときは、令和〇+2年度の「定時評議員会の終結の時まで」を任期とするという決議で選任した。 ・C氏を理事として選ぶ際には、前任理事の残任期間を任期とするという決議で選任した。	「大阪府版寄附行為作成例」の当該条文は、改正法第32条3項の「寄附行為をもって、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。」を受けて例示している。 お示しの方法をとる場合、B氏とC氏にの任期が異なることについて合理的な理由があるべきであり、また、理事により任期満了日が異なり、改選手続き等が煩雑となる恐れがあるなど、好ましくないと考える。
第9条(理事の任期)及び第24条(監事の任期)関係	補欠の理事や監事についての取り決めが必要か。 また、取り決めが必ずしも必須ではない場合でも「補欠の理事を選任することができる」という表現で仮に条文として入れた場合、その後取り決めに関して動かないといけないのか。「選任することができる」という表現は、特に補欠が必要でなければ条文として入れていてもこちらも動く必要がないと捉えてよいか。	今後補欠の理事、監事を置く可能性がある場合は規定が必要と考える。 また、「選任することができる」と規定することから、補欠の理事等が必要ときに置けばよいと考える。
第10条(理事の解任及び退任)関係	「大阪府版寄附行為作成例」の「別紙4」のうち、<例4-2:「評議員会を理事選任機関とする場合」以外のケース>の第2項において、「理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。」と例示されているが、理事選任機関を理事会とした場合、理事が第1項各号のいずれかに該当するときは、「理事会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる」という理解でよいか。	不可能である。 改正法第33条第2項の規定を明示しているため、「大阪府版寄附行為作成例」のとおり規定すること。

関連条番号等	質問	回答
第10条（理事の解任及び退任）関係	<p>「大阪府版寄附行為作成例」の「別紙4」のうち、&lt;例4-2：「評議員会を理事選任機関とする場合」以外のケース&gt;の第3項について、理事選任機関を理事会とした場合、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が理事会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、「理事会は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる」という理解でよいか。</p> <p>また、裁判所への訴えを行った後の流れはどのようになるか。</p>	<p>理事会が「訴えをもって当該理事の解任を請求すること」はできない。改正法第33条第3項の規定を明示しているため、「大阪府版寄附行為作成例」のとおり規定すること。</p> <p>また、訴えを起こした後は、通常の訴訟手続きに則って判断されるものと思われる。</p>
第14条（理事の職務）関係	<p>当学校法人ではこれまで、理事長が非常勤である場合は「専務理事」を置き、日常の学校法人業務を統括してきた経緯がある。また、労務や財務などの特定の業務分野の担当理事として「常務理事」を設置してきた経緯がある。</p> <p>専務理事も常務理事も「理事長を補佐し、」と規定していることから、両理事を改正法のもとでも設置する場合、ともに「業務執行理事」の位置付けとなると思われるが、その理解でよいか。また、新たな寄附行為において、次のとおり規定していいか。</p> <p>第〇条 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を統括する。  第●条 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。</p>	<p>お示しの「専務理事」及び「常務理事」が代表権を持つか否かにより取扱いが変わる点に注意が必要である。代表権を持つ理事とするならば「代表業務執行理事」であり、代表権を持たない理事とするならば「業務執行理事」である。</p> <p>また、お示しの条文について、「専務理事」及び「常務理事」は学校法人内部の役職であるため、それぞれ改正法上の位置付けに関する条文を規定する必要がある。</p> <p>(例1) 「専務理事」が代表権を有する理事（代表業務執行理事）とする場合  「○ 専務理事をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。」  (例2) 「常務理事」は代表権を有しない理事（業務執行理事）とする場合  「● 常務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。」</p> <p>※「大阪府版寄附行為作成例」の「別紙5」のうち&lt;例5-1&gt;等を参照されたい。</p>
第14条（理事の職務）関係	<p>代表業務執行理事や業務執行理事を置く場合において、これらの役職について法人登記の対象となるか。</p>	<p>代表業務執行理事を置く場合は、法人登記手続きが必要である。</p>
第14条（理事の職務）関係	<p>「大阪府版寄附行為作成例」では「副理事長」を代表業務執行理事として例示されているが、代表業務執行理事を「校長」、業務執行理事を「教頭」して問題はないと考えるが、如何。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、お示しの「校長」及び「教頭」が、それぞれ私立学校法上の「代表業務執行理事」及び「業務執行理事」である旨を寄附行為において規定しておく必要がある。</p>
第18条（運営（理事会））関係	<p>今回の法改正により理事と評議員の兼職が禁じられるが、本校の事務長が評議員に選任されている場合、理事会では「事務局」として出席することは可能か。</p>	<p>可能であるが、「事務局」であることから決議に参加できない点に注意いただきたい。</p>
第21条（議事録（理事会））関係	<p>第2項において「議事録には、出席した理事及び監事が署名」とされているが、「出席した理事」に「理事長」が含まれているということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
第26条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）関係	<p>「大阪府版寄附行為作成例」では、第1項として「（理事は、）監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。」とされているが、監事の定数が2名の場合は実質的に「全員の合意」となるが、記載例のとおりで問題ないか。</p>	<p>「大阪府版寄附行為作成例」による例示のとおりでよい。</p>
第27条（監事に欠員を生じた場合の措置）関係	<p>「大阪府版寄附行為作成例」では「定数の2分の1を超えるものが欠けたときは」とあるが、定数が2名の場合、1名が欠けても1月以内の補充は義務ではないと理解してよいか。</p> <p>また、2名とも欠けた場合に、1月以内に補充しなければならないと理解してよいか。</p>	<p>ともにお見込みのとおりであるが、大阪府版寄附行為作成例第27条第1項により、監事は「任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。」とされている点に注意が必要である。</p>
第31条（評議員の選任）関係	<p>当学校法人の学校職員であるが、学校外で芸術活動を行っている者を「学識経験者」として選任することは可能か。</p>	<p>学校職員であることから、「この法人の職員」として選任した者の区分（いわゆる「職員評議員」）に該当する。</p>
第31条（評議員の選任）関係	<p>「大阪府版寄附行為作成例（Ver. 2）」120ページ&lt;例8-3：理事会と評議員会で評議員を選任する場合&gt;の第2項において「職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能。」とあるが、その場合、第2項を記載しないことで足りるか。</p> <p>また、本条件が認められるのであれば、本条各項の選任者数を限定した書き方では整合性が合わなくなると思われるが、如何。</p> <p>さらに、第31条第1項各号の人数表記を「1名以上」などと記載してよいか。</p>	<p>第31条第2項に定める「2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。」の条文を削除すると、職員評議員が職員でなくなったときの取扱いが不明瞭となり不適当と考える。そのため、「職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととする」のであれば、その内容を記載すべきものと考えられる。</p> <p>改正私立学校法上、職員評議員が含まれている限り、職員評議員がその地位を退いたときの扱いについては学校法人の判断に委ねられているとされており、そのことを考慮して「職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能」である旨の補足説明文を入れている（法令で禁じられていない）。ただ、「職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすること」が法令違反となっていないものの、職員の地位を失った者が評議員に在任し続けることで、職員評議員の枠が埋まったままとなり後任が選任できなくなるおそれがあるとともに、定数管理が煩雑となるおそれはある。このことから、「この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うこと」と明記するのがより良いと考える。</p> <p>「1名以上」の規定可否については可能と考えるが、改正法第62条第5項第1号の規定（職員評議員の数が評議員の総数の1/3を超えてはならないこと）に注意が必要である。</p>

関連条番号等	質問	回答
第31条（評議員の選任）関係	評議員の選任区分で、この法人の職員で評議員会が選任した者（いわゆる「職員評議員」と、「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者」（いわゆる「卒業生評議員」）の両方を満たす者を評議員として選任される場合、卒業生評議員として区分してよいか。	お示しの場合、「職員評議員」に該当する（改正法第62条第3項を参照されたい）。
第31条（評議員の選任）関係	当学校法人は小規模であることから、「当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの」に該当する者として選任するのは非常に厳しい。この要件を満たす評議員の選任ができなかった場合はどうすればよいか。	<p>評議員の資格等を定める改正法第62条第3項では、次のとおり規定されている。</p> <p>3 評議員には、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まなければならない。</p> <p>一 当該学校法人の職員</p> <p>二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>第2号のいわゆる「卒業生評議員」について、例えば新設の学校法人のように25歳に達した卒業生がいない場合は、卒業生が評議員に含まれていなくても法令違反とはならない。</p> <p>ただし、「大阪府版寄附行為作成例」にある「卒業生評議員」の条文を削除することは不適當であり、法令の趣旨に鑑みて卒業生評議員が含まれる旨の規定は残すべきである。</p> <p>なお、別紙10では各例の最終項において「第31条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒学生の父母」と読み替える。」と規定する例を示しているため、これも参考に検討していただきたい。</p>
第31条（評議員の選任）関係	<p>「大阪府版寄附行為作成例」の「別紙8」に示す各例の最終項で「評議員選任・解任規程」に関する規定が例示されているが、当学校法人の作成する寄附行為が「大阪府版寄附行為作成例」の記述の範囲である場合は、別途、評議員選任・解任規程は必要か。必要であるならば、どのような内容を規程で定める必要があるか。</p> <p>また、直ちに必要性を感じない場合には、「法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任・解任に関し必要が生じた場合は、別に規程で定める」と規定することは可能か。</p>	<p>寄附行為において「大阪府版寄附行為作成例」どおり全て定められるのであれば、別途、評議員選任・解任規程を設ける必要はないが、全てを網羅することは現実的ではないことに加え、変更する必要が生じた場合にはその都度、寄附行為の変更が必要となることから望ましくないと考える（文部科学省資料【令和6年7月8日更新】の147ページ（Q4）を参照されたい）。</p> <p>また、評議員の選任・解任はどの学校法人においても当然生じるものであるため、直ちに必要性を感じないという理由をもって、「評議員の選任・解任に関し必要が生じた場合は、別に規程で定める」と寄附行為に定めるのは望ましくないと考える。</p>
第44条（運営（評議員会））関係	「大阪府版寄附行為作成例」第44条において「評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。」とされているが、評議員だけで司会・進行をするのは難しいと思うので、評議員会の議長を理事長とすることは可能か。なお、理事長は内容や議決に踏み込まないものとする。	<p>お示しのとおり、改正法において評議員会の議長に関する制限はないが、文部科学省説明資料【令和6年7月8日更新】の161ページにおいて、「評議員会の議長はどのように決まるのか。評議員以外の者が議長となることも可能なのか」の問いに対し、「評議員会の議長の選定方法は、各学校法人の寄附行為等で定めることとなります。評議員会の議長は評議員のうちから選定されることが通常であると考えています。」とあり、「大阪府版寄附行為作成例」の第44条において「評議員会の議長は、評議員の互選によって定める」としているところ。</p> <p>この点を踏まえ、評議員会の議長を理事長とするのであれば、「大阪府版寄附行為作成例」第44条のとおりその旨を規定する必要があるとともに、改正法の趣旨として掲げられている「評議員会等による理事会等に対するチェック機能を高める」ことを阻害することがないように評議員会が運営されることに留意すべきである。なお、評議員以外の者が議長となる場合、議長も議決権はない。</p>
第64条（残余財産の帰属者）関係	学校法人Aが解散した場合、Aと関連がある宗教法人とゆかりがある別の学校法人Bを残余財産の帰属先として記載することを検討しているが、「大阪府版寄附行為作成例」にて示されている「教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人、国又は地方公共団体に帰属する。」を記載は必ず必要か。	残余財産の帰属先に学校法人Bとすることも可能であるが、帰属先を絞ることで受け手が現れない可能性を踏まえ、学校法人の判断により規定されたい。
第66条（情報の公表）関係	<p>大阪府版寄附行為作成例第66条について、役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等に関する支給基準についてインターネットによる公表を規定するようにされているが、これは大阪府における補助金の交付条件とされ、大阪府内の学校法人だけは、実質的に公表が義務化されると考えられる。</p> <p>しかし、この義務付けは、役員等の個人情報及びプライバシーの保護の観点から、役員等が情報公開を忌避しがたり、ひいては役員等の確保に支障を生じる恐れがないかと危惧するが、大阪府内の学校法人の場合には当該情報公開は必須か。</p>	<p>「大阪府版寄附行為作成例」の備考欄記載の説明文にあるとおり、インターネット公表については努力義務である。</p> <p>また、「大阪府における補助金の交付条件により左記の内容の公表が必要であるなど、学校法人の実態に応じて規定すること。」の趣旨は、大阪府が交付する現行の補助金に係る加算又は減額の内容を踏まえたものであり、「実質的に公表が義務化されること」ではない。</p> <p>懸念されている役員等のプライバシーについて、役員等の名簿については「個人の住所に係る記載又は記録の部分を除く。」（改正法施行規則第49条第3号）とあり、一定のプライバシー保護について考慮された内容となっている。</p> <p>以上を踏まえ、公表内容については学校法人の実態等を踏まえ判断されたい。</p>
その他	今般の寄附行為の変更で「非課税措置の適用を受ける場合」の作成例に沿って寄附行為を作成する場合、譲渡所得の非課税特例について過去の事案について適用されるか。	最終は税務当局の判断であるが、未来の事案が対象と思われる。

関連条番号等	質問	回答
その他	今後、理事等の財産の寄附を予定していないため、「非課税措置の適用を受けない場合」の作成例に基づき作成してよいか。	学校法人の運営形態等を踏まえ判断されたい。
その他	「大阪府版寄附行為作成例」にある「学識経験者」の定義は何か。	「学識経験者」の文言を使用している評議員選任の規定（「大阪府版寄附行為作成例（Ver. 2）第31条第1項第3号では、職員でも卒業生でもない者を評議員に選任するために設けられたものである。その上で、一般的に特定の専門分野に長けている者を「学識経験者」と表現しているところ。
その他	今回の寄附行為の改正は、「全部改正」若しくは「一部改正」のどちらに該当するか。また、「全部改正」であれば、これまでの附則は削除してよいか。	「全部改正」や「一部改正」の定義が明確でないため、どちらに該当するかどうかの回答はできかねるが、新たに寄附行為を規定するものではないため、これまでの附則は削除しないでいただきたい。
その他	現在は非課税措置の適用を受けていないが、近い将来に適用を受ける可能性を考慮して、当該適用を前提とした規定にすることは可能か。また、今回の寄附行為変更のタイミングで、関連条文を非課税措置の適用を前提にした規定にすれば、非課税の承認を受けることができるという解釈でいいか。	可能である。個人が土地・建物等の財産を法人に寄附する場合において国税庁における非課税の承認要件の1つとして学校法人の寄附行為の規定内容が含まれており、今後、個人からの寄附が想定されるのであれば、「大阪府版寄附行為作成例」に示す「非課税措置の適用を受ける場合」の規定を記載することとなる。
その他	「非課税措置の適用を受ける場合」において、その適用を受けるにあたり寄附行為の変更以外に提出書類等は必要か。	非課税措置の適用に関する手続きは、寄附の事案が生じた際に、寄附をする方が行うもの。詳細な手続きについては、管轄の税務署に相談いただきたい。
その他	「大臣所轄学校法人等」に該当する学校法人についても、寄附行為作成例は示してもらえるのか。	対象となる学校法人が少ないため、個別に対応させていただく予定である。
その他	寄附行為の変更認可申請はいつから受け付けてもらえるのか？ まだ、理事会に諮らない方がよいか。	認可申請前に案の段階で事前相談を受け付けるのか、認可申請の審査の中で必要に応じて補正を行うのか、より負担が少ない手法を検討中であり、受付スケジュールと併せて改めて案内する。 なお、理事会等で議決後の寄附行為変更（案）を修正する必要が生じた場合に備えて、理事会等の議決に際しては、あらかじめ理事会等において「大阪府からの修正依頼等に基づく軽微な変更等については、理事長に一任する。」旨の了承等があれば、再度理事会の議決等をする必要はない（「軽微な変更等」の程度については、各学校法人の判断とする）。
その他	寄附行為変更認可申請にあたってはどのような書類を提出すればよいか。今回の改正は、ほぼ全面的な改正になると思われるが、新旧対照表は必要か。	別途案内させていただくが、新旧対照表については省略する方向で検討している。
その他	「大阪府版寄附行為作成例」や「寄附行為簡易作成ツール」を参考に案を作っているが、学校独自で規定したい項目がある。必ず「大阪府版寄附行為作成例」どおりにしなければならないのか。	「大阪府版寄附行為作成例」と異なる規定とした場合は、その箇所がわかるような形にして提出いただきたい。 併せて、私立学校法への抵触有無の確認の結果及び「大阪府版寄附行為作成例」と異なる規定とすることの理由を示していただきたい。